

鏡野町民間提案制度及び小規模保育
事業者募集要項
(鶴喜保育園旧施設活用事業)

令和7年7月

鏡野町

目次

1	公募の趣旨	2
2	事業名	2
3	提案の条件	2
4	旧施設の概要	2
5	募集小規模保育事業所	3
6	事業実施までの流れ	4
7	提案者の参加資格	4
8	遵守すべき法令等	5
9	小規模保育事業所整備に関する要件	5
10	小規模保育事業所の運営に関する要件	5
11	募集のスケジュール	7
12	応募方法等	7
13	選定について	8
14	禁止事項	9
15	特許権の侵害防止	9
16	その他	9
17	問い合わせ・提出先	9

1 公募の趣旨

本町では、令和 8 年 4 月開園に向け、鶴喜保育園新築工事を進めていますが、新園舎開園後未利用施設となる、現在の鶴喜保育園施設（以下「旧施設」という。）を有効に活用する必要があります。

また、保育需要が増加している 3 歳未満児の保育の受け皿確保も喫緊の課題となっているところです。

これらのことから、旧施設を民間提案制度により、民間独自のノウハウや独創性を最大限に生かし活用するとともに、同施設において小規模保育事業を実施する事業者を、本要項により募集します。

2 事業名

鶴喜保育園旧施設活用事業

3 提案の条件

- (1) 提案する事業が、小規模保育事業の実施を含む子育て支援と、地域との連携に資する内容であること。
- (2) 町の新たな財政支出を伴わないこと。
- (3) 利活用に当たり改修等を要する場合の設計、工事等の費用は、原則として利用事業者の負担とする。この場合、事前に町と改修内容等について協議を行うこと。
- (4) 施設の利活用に係る光熱水費、維持管理費等は利用事業者の負担とする。
- (5) 小規模保育事業については、児童数が減少し、事業が不要となった場合の対応を考慮すること。
- (6) 事業の期間は原則5年以上とし、協議により決定する。

4 旧施設の概要

敷地に関する情報				
所在地	岡山県苫田郡鏡野町下森原290-1			
敷地面積	3,650㎡			
接道状況	西側を復員8.5mの道路に接続			
法令等に基づく制限	都市計画区域	区域外	用途地域	指定なし
	建ぺい率	指定なし	容積率	指定なし
	その他制限	指定なし		
交通機関	車利用	中国自動車道(院庄 IC)から車で13分		
	公共交通機関	JR 津山駅から中鉄北部バス石越線又は奥津温泉線乗車、「上森原」停留所下車徒歩3分		

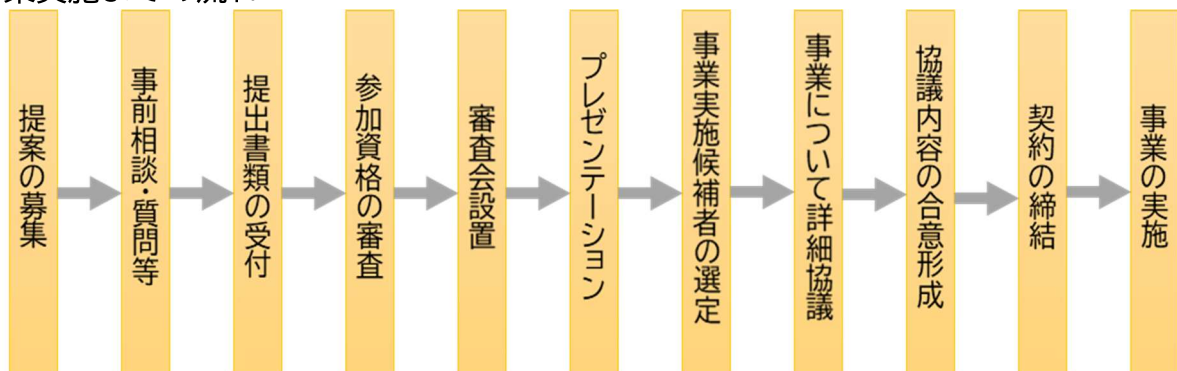
施設に関する情報				
建築年	1983年(昭和 58 年)			
施設内建物	名称	構造	床面積(㎡)	
	プロパン庫	RC	14	
	倉庫1	CB	12.625	
	倉庫2	CB	12.9375	
	保育園	RC	789.71	
その他の情報				
供給施設の 状況	電気	中国電力	ガス	LPG
	給水	水道直結	排水	農業集落排水
	電話	NTT		
特記事項	この施設は、新園舎建築後、町による利用予定がないことから、老朽化に伴う修繕等は最小限にとどめています。このため、不具合が生じる可能性があります。			

施設平面図・施設位置図(別添)

5 募集小規模保育事業所

施設種別	小規模保育事業A型又はB型
実施場所	鶴喜保育園旧施設
募集施設数	1施設
整備方法	事業者による自主整備 ※施設整備に係る補助なし
開設時期	令和8年4月1日以降できる限り速やかに開設すること。
定員	6人以上19人以下
受入年齢	生後7か月から2歳児まで ※保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して受け入れる場合は、この限りではありません。

6 事業実施までの流れ



- (1) 旧施設の活用について、提案の募集を行います。提案の申出をする場合は、事前に子育て支援課に相談したうえで、所定の様式に必要書類を添えて、提出してください。
- (2) 町は、提案者が7の参加資格の要件を満たしているかを確認します。
- (3) 提案者は、審査会でプレゼンテーションを行います。
- (4) 審査会での評価により、提案者を事業実施の候補者に選定します。
- (5) 町と候補者は、事業実施に向けた詳細内容の協議を行います。
- (6) 協議の結果、双方による合意形成ができた場合は、町と候補者は随意契約を締結します。
- (7) 候補者は契約者となり、事業を実施します。

7 提案者の参加資格

鏡野町鶴喜保育園旧施設活用事業に提案の申出ができる事業者は、次の要件をすべて満たすものとします。

【共通要件】

- (1) 法人格を有する者又は活用開始までに法人格を有することができると見込まれる者であること。(政治目的のために結成された法人を除く。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 鏡野町暴力団排除条例(平成23年鏡野町条例第16号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等の統制下にある者又は社会的に非難されるべき関係を有している者が関与していないこと。
- (5) 鏡野町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成17年鏡野町告示第12号)に基づく指名停止措置を受けていないこと(町の入札参加資格の有無は問わない)。
- (6) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税等の滞納をしていないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。
- (8) 直近の会計年度において、財務内容に2年以上連続して損失を計上していないこ

と。

【小規模保育事業参加に関する要件】

- (1) 社会福祉法、児童福祉法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、小規模保育事業所の運営を適切に行う能力を有する者であること。
- (2) 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を十分に理解し、町の保育行政に積極的に協力できること。
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第3項第4号に該当しないこと。
- (4) 現に運営している施設・事業がある場合は、重大な法令違反や、所管行政庁による直近の監査・実地指導等での重大な文書指摘を受けていないこと。

8 遵守すべき法令等

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び関連法令
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び関連法令
- (3) 鏡野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年鏡野町条例第20号)
- (4) 鏡野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年鏡野町条例第19号)
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関連法令
- (6) その他、事業の実施に際し関係する法令・通知

9 小規模保育事業所整備に関する要件

(1) 建物

ア 建物については、別添の「小規模保育事業 A 型の設備及び運営に関する基準」又は「小規模保育 B 型の設備及び運営に関する基準」のうち、開設しようとする施設種別に応じた基準(以下「運営基準」という。)の「②設備の基準」を遵守すること。

(2) 設備

- ア 乳幼児が出入り又は通行する場所には、乳幼児の転落等の事故防止策を講じ、安全管理に配慮すること。
- イ 地震時の家具等転倒防止措置を講じるなど、乳幼児の安全確保の配慮がされていること。
- ウ 送迎用駐車場を確保すること。また、駐車場における乳幼児の安全に十分配慮すること。

(3) 事業計画及び資金計画

- ア 施設の整備に要する資金は、全て事業者の負担とすること。
- イ 自己資金として小規模保育事業の年間事業費(公定価格により算定した額)の12分の2以上に相当する額を確保しておくこと。

10 小規模保育事業所の運営に関する要件

(1) 開所時間

開所時間は、事業者において定めること。

(2) 職員配置

ア 運営基準の「㉓職員」に示す職員を配置すること。また、利用する児童の人数に応じた保育士等を配置すること。

イ 次の条件をすべて満たす施設長を配置すること。ただし、施設長は保育士等を兼ねることができる。

a 児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者

b 児童福祉施設、認定こども園、幼稚園又は家庭的保育事業等に従事した経験を有する者

c 常勤で勤務できる者

(3) 食事の提供

ア 食事の提供に当たっては、運営基準⑮食事及び⑯食事の提供の特例の規定を順守すること。

イ 食育基本法や保育所保育指針等に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。

(4) 衛生管理及び健康診断

ア 施設の衛生管理並びに児童及び職員の健康管理を徹底すること。

イ 児童の健康状態並びに発育及び発達状態の把握を行い、適切な対応を図ること。

(5) 安全計画の策定等

ア 設備の安全点検、児童及び職員に対する安全指導等を定めた安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。

イ 非常災害に対する避難訓練等を、少なくとも毎月1回行うこと。

(6) 事故防止及び発生時の対応

ア 事故等、緊急時の対応マニュアルを作成すること。

イ 事故が発生した場合は、速やかに町及び保護者等に連絡を行い、必要な措置を講じること。

ウ 賠償責任保険に加入すること。

エ 虐待の予防・早期発見のための対策や虐待が疑われる場合の対応策を講じること。

(7) 連携施設について

ア 鏡野町立保育園又は認定こども園を連携施設に希望する場合は、鏡野町と事前に協議すること。

(8) その他

ア 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

イ 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

11 募集のスケジュール

提案の募集及び審査等は次の日程で行います。

項目	日程	備考
募集の公表	令和7年7月7日(月)～9月30日(火)	
現地見学	令和7年7月14日(月)～9月30日(火)	12 (1)参照
質問の受付	令和7年7月14日(月)～8月29日(金)	12 (2)参照
提案書類の受付	令和7年10月1日(水)～10月17日(金)	
プレゼンテーション審査	令和7年11月中旬(予定)	
審査結果の公表	令和7年11月下旬(予定)	

12 応募方法等

(1) 現地見学

現地見学を希望する場合は、子育て支援課にその旨を連絡してください。保育園と調整のうえで、見学可能な日時等を連絡します。

現地見学は、園の運営や保育に支障をきたさない範囲で行うこととします。

(2) 質問の受付

質問は、質問票(様式あり)により、原則電子メールでお願いします。いただいた質問は、後日電子メールにて回答します。

質問の内容が、全体に周知した方がよいものであると町が判断したときは、応募者全員に回答することがあります。

(3) 書類提出

提出する書類は次のとおりです。①～⑬の順に書類を綴じて提出してください。

提出部数 正本 1部 副本 6部

	No.	様式名等	様式番号
申込関係	①	鏡野町公共施設等の利活用民間提案制度申出書 (鏡野町公共施設等の利活用に関する民間提案制度実施要綱) ※提案の内容がわかる資料を添付してください。	様式第1号
	②	鏡野町小規模保育事業認可申請書 (鏡野町小規模保育事業の認可等に関する要綱)	様式第1号
法人関係	③	法人の概要	募集様式第1号
	④	定款	
	⑤	法人代表者の履歴書(本籍地記入不要)	
	⑥	法人役員名簿	
	⑦	法人の履歴事項全部証明書(3か月以内に発行された原本)、沿革、概要がわかるパンフレット等	

小規模保育園関係	⑧	法人税・法人住民税(市町村民税法人分)納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書	
	⑨	財務諸表(直近3年分)	
	⑩	誓約書	募集様式第2号
	⑪	小規模保育事業所の運営等に関する調書	募集様式第3号
	⑫	職員体制一覧表	募集様式第4号
	⑬	職員の履歴書・保育士証・認定証(研修修了証書)写し	
	⑭	施設長予定者略歴書	募集様式第5号
	⑮	連携施設に関する調書	募集様式第6号
	⑯	施設の平面図 ※小規模保育事業の実施スペースとその他の事業のスペースを明確にすること。	

※小規模保育園の認可に当たっては、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

ア 提出期限 令和7年10月17日(金)

イ 提出方法 窓口持込又は郵送

(郵送の場合は記録の残る方法で令和7年10月17日必着)

ウ 提出先 鏡野町子育て支援課

エ 注意事項

- a 応募申込書受付後に辞退する場合は、必ず書面(任意様式)で届け出てください。
- b 提出期限を過ぎたものは受理しません。
- c 提出された書類等は返却しません。
- d 応募のために申込者が負担した費用は、申込者負担とします。
- e 必要に応じて追加書類・資料の提出を求める場合があります。

13 選定について

(1) 事業者の選定方法

- ア 事業者は、選定委員会で審査選定し、町が決定します。
- イ 選定は、書類審査、提案説明・ヒアリングにより行い、総合的に評価・審査します。
- ウ 提案説明・ヒアリングの日時等は、後日通知します。

(2) 選定の手順

選定委員会による選定内容

ア 書類審査

イ 提案説明・ヒアリング

(3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募者に文書で通知します。

(4) 選定結果の公表

選定した事業者名等は、町のホームページで公開します。

(5) 選定後の辞退

事業者として選定された後、正当な理由なく辞退した場合、そのことから生じる損害の賠償を請求する場合があります。

14 禁止事項

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、町のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合は、失格とします。
- (2) 選定後、応募内容に重要な変更が生じた場合、又は、(1)の事項に該当することが判明した場合は選定を取り消すことがあります。ただし、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う変更等やむを得ないものについては、協議のうえ、認める場合があります。

15 特許権の侵害防止

提出書類又はその内容が第三者の特許権を侵害し、損害の賠償又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担又は必要な措置を講じるものとします。

16 その他

応募状況等の問い合わせには一切応じません。

17 問い合わせ・提出先

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660 鏡野町子育て支援課
電話:0868-54-2991 FAX:0868-54-2891
Eメール:kosodate@town.kagamino.lg.jp